

八千代市指名業者選定事務取扱要領

(目的)

第1条 建設工事の請負並びに建設工事に係る製造の請負、工事材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託、物品の調達及び清掃等の業務委託における指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名業者は、八千代市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者から選定するものとする。

2 市内中小事業者の受注機会確保のため、市内業者の選定については特に考慮するものとし、準市内業者については、市内業者に準じた取扱をするものとする。

3 前項の市内業者及び準市内業者の認定基準については、競争入札の参加資格及び選定に係る市内業者及び準市内業者の認定基準（平成19年1月29日施行）の定めるところによる。

(指名業者選定にあたっての留意事項)

第3条 指名業者の選定に当たっては、八千代市工事請負等入札参加業者資格審査基準（平成元年6月1日施行）（以下「審査基準」という。）に規定するもののほか、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 過去10年間を原則とした当該建設工事と同種の工事成績の状況
- (4) 当該建設工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち建設工事の状況
- (6) 当該建設工事施工についての技術的な適正
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

(指名業者数)

第4条 指名業者の数は、発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、契約の内容により同表の指名業者数を選定することが困難

な場合はこの限りでない。

(1) 建設工事及び測量・コンサルタント

予定価格	指名業者数
500万円未満	5者以上
500万円以上3,000万円未満	6者以上
3,000万円以上1億円未満	7者以上
1億円以上3億円未満	8者以上
3億円以上	10者以上

(2) 物品及び委託

予定価格	予定価格
300万円未満	5者以上
300万円以上1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上	8者以上

(工事の等級別発注基準額)

第5条 建設工事における等級格付別発注金額の基準は、審査基準第10条に定めるとおりとする。

(発注基準に対する特例)

第6条 前条の規定による建設工事の発注において、第4条の規定による指名業者数の選定が困難であるときは、当該建設工事の基準等級の上位及び直近下位の等級に格付された者を選定することができるものとする。

(選定の特例)

第7条 次の各号に該当する契約については、第2条第1項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載されていない業者を選定することができるものとする。

- (1) 災害その他の理由により緊急な工事をするとき。
- (2) 特殊な機械又は技術を必要とするとき。
- (3) 特殊事情のため他の官公署と密接な関連性があるとき。
- (4) 特殊な物品又は機械を購入するとき。
- (5) 建設用工事材料が特殊な製品であるとき。
- (6) 普通財産又は不用が決定した物品等を売り払うとき
- (7) 市長が特に必要と認めたとき。

(指名の制限)

第8条 発注金額が、指名しようとする者の当該建設工事の発注工種に係る年間平

均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することはできないものとする。ただし、当該建設工事について施工能力があると認められるものは、この限りではない。

(指名の停止)

第9条 指名停止基準については、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領によるものとする。

附 則

この要領は、平成5年7月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う契約に適用する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和2年6月1日以後に指名の通知をする競争入札について適用し、同日前に指名をした競争入札については、なお従前の例による。